



奈 公 委 第 205 号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和8年3月25日

奈良県公安委員会



記

- 1 聴聞の期日 令和8年 4月15日 9時 0分開始
- 2 聴聞の場所 奈良市登大路町80番地
奈良県警察本部聴聞室